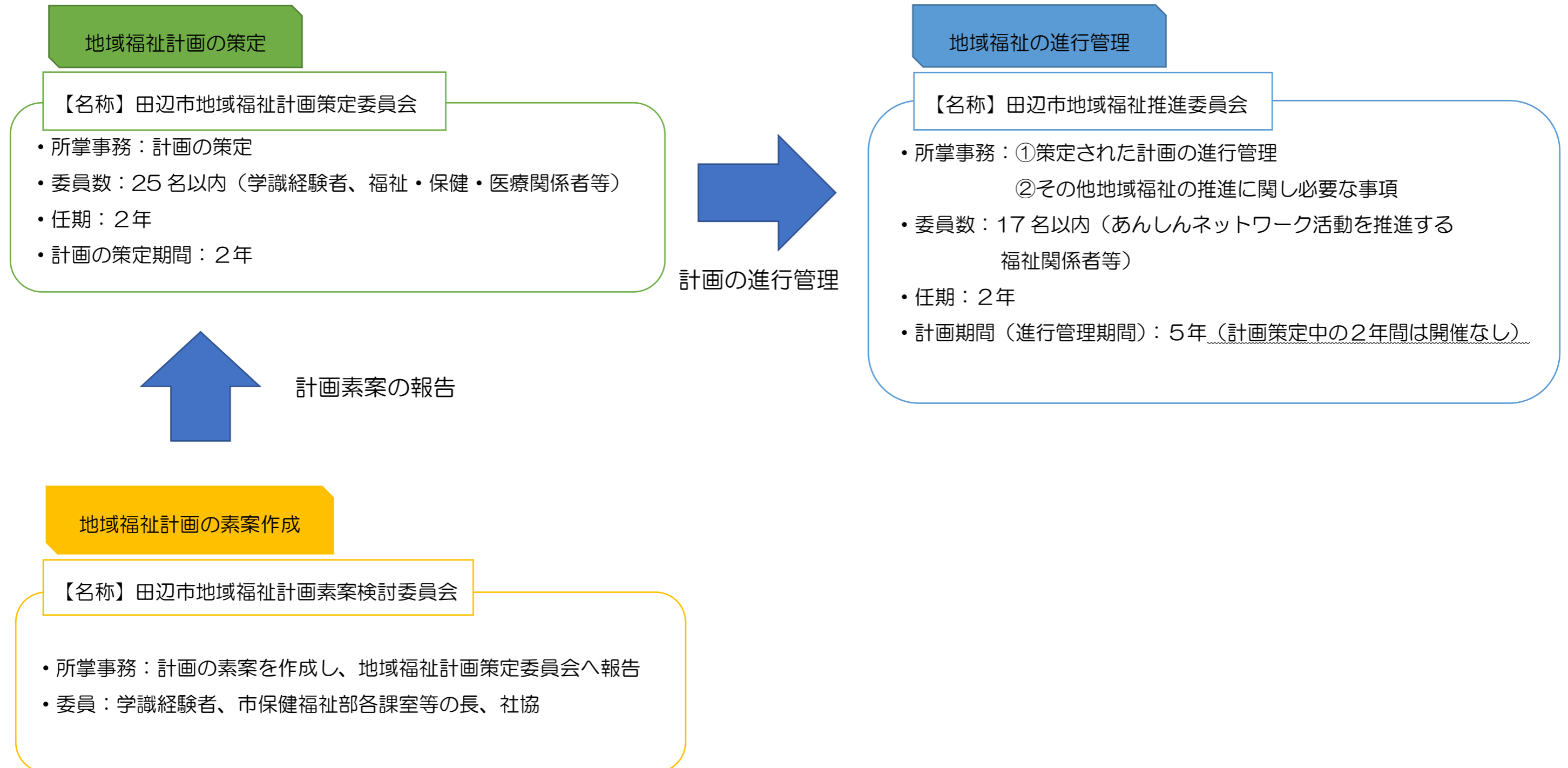


# 地域福祉計画策定・推進委員会の組織体制について

【従来】 地域福祉計画の策定及び進行管理の体制（計画の策定と進行管理が別）



**【変更後】** 地域福祉計画の策定及び進行管理の体制（計画の策定と進行管理を一体化）

地域福祉計画の策定・進行管理

【名称】 田辺市地域福祉計画策定・推進委員会

・所掌事務：①「計画の策定及び変更」、②「計画の進行管理」、③「その他地域福祉の推進に必要な事項」

・委員：22名以内（地域福祉計画策定委員会委員を基に委員を構成する。）

《変更点》①地域福祉の推進に関係が深い「市民団体（NPO法人等）」を追加した。

②民生委員・児童委員について、これまでの地域福祉計画策定委員会は市民児協、龍神・中辺路・大塔・本宮地区民児協からそれぞれ1人ずつの合計5人を選出していたが、同協議会の協議により「1人」とすることとなった。

・任期：2年（途中で委員を交代した場合、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間まで。）

・計画の策定期間：2年

・計画期間（進行管理期間）：5年

・地域福祉計画素案検討委員会を作業部会として位置付ける（要綱に規定）。

計画素案の作成指示

計画素案の報告

地域福祉計画の素案作成

【名称】 田辺市地域福祉計画素案作成作業部会

・所掌事務：計画の素案を作成し、地域福祉計画策定委員会へ報告

・任期：2年

・地域福祉計画策定・推進委員会の作業部会として位置付ける。

・地域福祉計画素案作成作業部会設置要綱を作成する。

・委員は、市長が委嘱又は任命する。